

第1条（設置）

1. 本会は、「日本産業技術教育学会若手の会」（以下「若手の会」という）と称する。

第2条（目的）

1. 本会は、日本産業技術教育学会（以下「本学会」という）において、技術教育の若手研究者・若手実践者の相互理解、親睦、情報交換により連携の強化を図り、技術教育の発展に寄与することを目的とする。

第3条（構成員）

1. 本学会の会員は、若手の会の構成員となることができる。
2. 若手の会の代表（以下代表という）は、自身が若手と自負できる者からの申請を受け、構成員と認めることができる。
3. 代表が認めれば、本学会の会員はオブザーバーとして若手の会に参加できる。

第4条（委員）

1. 若手の会は、会の運営にあたり、代表を1名、副代表を3名以内、相談役を若干名置く。
2. 代表は、若手の会内において選出し、理事会の承認を経て決定する。
3. 代表の任期は、本学会役員任期に同期させた2年とし、再任を妨げない。
4. 副代表と相談役は、代表が指名する。
5. 相談役の少なくとも1名は、本学会会長の承諾を得て、本学会理事の中から代表が指名する。

第5条（活動）

1. 本会は、第2条の目的達成のために次の活動を行う。
 - 1) 若手の学校教員や大学教員等を対象とした技術教育に関わる研究・実践の活性化のための情報交換
 - 2) 若手の学校教員や大学教員等を対象とした技術教育に関わる研究・実践の活性化のための研究会開催
 - 3) その他必要な活動

第6条（計画・予算）

1. 代表は、年度毎の事業計画について本学会理事会の承認を受ける必要があり、活動のために予算が必要となる場合は本学会に請求することができる。

第7条（改廃）

この規約は、若手の会の研究会における承認を経て、改正することができる。

附則1 本規約は、2018年1月28日より施行する。

附則2 本規約は、2021年8月29日改正。（第4条2 代表の選出方法について）

附則3 本規約は、2021年8月29日改正。（第7条2 改廃について）